

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分実施要領

制定 平成27年 7月10日

改正 令和 3年 3月31日

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分に関し必要な事項を定めることにより、行政処分の公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「行政処分」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第7条の3又は法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）に規定する事業の全部又は一部の停止（以下「事業の停止」という。）
 - (2) 法第7条の4、法第9条の2の2、法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）又は法第15条の3に規定する許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）
 - (3) 法第9条の2又は法第15条の2の7に規定する一般廃棄物処理施設の使用の停止又は産業廃棄物処理施設の使用の停止（以下「処理施設の使用の停止」という。）
 - (4) 法第19条の4、法第19条の4の2、法第19条の5又は法第19条の6に規定する措置命令
- 2 この要領において、「処理業者等」とは、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者（許可を受けたとみなされるものの設置者を含む。）をいう。
- 3 この要領において「処理施設」とは、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設をいう。
- 4 前3項に規定するもののほか、この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(許可の取消し)

第3条 市長は、処理業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の取消しをするものとする。

- (1) 別表第1に掲げる要件に該当し、かつ、適切な改善措置を講ずる等の情状を酌量することが相当であると認められる事情がないとき
 - (2) 法第7条の3第2号若しくは第3号、法第14条の3第2号若しくは第3号に該当し、相当期間内に改善が見込めないとき
- 2 市長は、法第9条の2第1項第1号、第2号若しくは第4号又は法第15条の2の7第1号、第2号若しくは第4号に該当し、相当期間内に改善が見込めないときは、処理施設に係る許可の取消しをするものとする。

(事業の停止又は処理施設の使用の停止)

第4条 市長は、処理業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間の事業の停止又は処理施設の使用の停止を命ずることができる。

- (1) 別表第2に掲げる要件に該当するとき 同表に掲げる停止期間
- (2) 法第7条の3第2号、法第14条の3第2号に該当し、改善が可能なとき 改善に必要な期間
- (3) 法第7条の3第3号、法第9条の2第1項第4号、法第14条の3第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）又は法第15条の2の7第4号に該当するとき 30日

2 市長は、法第9条の2第1項第1号若しくは第2号又は法第15条の2の7第1号若しくは第2号に該当し、改善が可能なときは、処理業者等に対し、改善に必要な期間の事業の停止又は処理施設の使用の停止を命ずることができる。

(行政処分の軽減)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項第1号及び第3号に該当する停止期間を、当該各号に定める停止期間を2で除して得た日数を限度として軽減できるものとする。

- (1) 違反行為について適切な改善措置を講ずる等の情状を酌量することが相当であると認められる事情があるとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政処分を軽減するに足りる相当の理由があるとき。

(行政処分の加重)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項第1号及び第3号に該当する停止期間を、当該各号に定める停止期間に1.5を乗じて得た日数の範囲内において加重することができるものとする。

- (1) 違反行為により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
 - (2) 違反行為が悪質であるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、加重するに足りる相当の理由があるとき。
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認められ、情状が特に重いときは、前項の規定にかかわらず、許可の取消しができるものとする。

(違反行為への関与)

第7条 第3条第1項第1号又は第4条第1項第1号の規定については、処理業者等が他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けた場合においても適用があるものとする。

(公表)

第8条 市長は、行政処分を行ったときは、当該行政処分を受けた者の氏名（法人にあつては名称）、当該行政処分の内容及び理由等について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法等により公表するものとする。

2 前項の公表の期間は、行政処分日の翌日から起算して5年間とする。

(関係機関への通知)

第9条 市長は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行政処分を行ったときは、その事実を、環境省、都道府県及び法第24条の2第1項の政令で定める市に通知するものとする。

(委任規定)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 3月 31日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

要 件
無許可営業 (法第25条第1項第1号) 不正手段による営業許可取得 (同項第2号) 無許可事業範囲変更 (同項第3号) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (同項第4号) 事業停止命令違反・措置命令違反 (同項第5号) 委託基準違反 (同項第6号) 名義貸しの禁止違反 (同項第7号) 施設無許可設置 (同項第8号) 不正手段による施設設置許可取得 (同項第9号) 施設無許可変更 (同項第10号) 不正手段による施設変更許可取得 (同項第11号) 無確認輸出 (同項第12号) 受託禁止違反 (同項第13号) 不法投棄 (同項第14号) 不法焼却 (同項第15号) 指定有害廃棄物の処理禁止違反 (同項第16号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (同条第2項) 委託基準違反、再委託禁止違反 (第26条第1号) 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (同条第2号) 施設無許可譲受け・無許可借受け (同条第3号) 無許可輸入 (同条第4号) 輸入許可条件違反 (同条第5号) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (同条第6号) 無確認輸出予備 (第27条)

別表第2（第4条関係）

要 件	停止期間
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（法第28条第2号） 虚偽管理票交付（第27条の2第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第11号）	90日
施設使用前検査受検義務違反（第29条第2号）	60日
保管届出義務違反（第29条第1号（第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。）） 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第27条の2第1号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第2号） 管理票回付義務違反（同条第3号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号） 管理票・同写し保存義務違反（同条第5号） 引受禁止違反（同条第7号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第8号） 電子管理票虚偽登録（同条第9号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第10号） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第29条第4号） 処理困難通知保存義務違反（同条第5号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第6号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第30条第1号） 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号） 処理責任者等設置義務違反（同条第5号） 報告拒否、虚偽報告（同条第7号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第8号） 技術管理者設置義務違反（同条第9号）	30日
事故時応急措置命令違反（第29条第7号）	応急措置 に必要な 期間
その他の違反行為	10日